

## 〈債務返済支援保険付住宅ローン〉 商品概要説明書

令和4年11月1日現在

<p>1. 商品名</p>	<p>①債務返済支援保険付住宅ローン…固定金利と変動金利のいずれかを選択でき、変動金利を選択した方は、年1回の金利見直しを行います。</p> <p>②債務返済支援保険付新型住宅ローン…変動金利のみの取扱いで、年2回の金利見直しを行います。</p> <p>◆①債務返済支援保険付住宅ローンと②債務返済支援保険付新型住宅ローンの相違点はご融資利率とご返済方法であり、他の項目については①・②とも共通となります。</p>
<p>2. ご利用いただける方</p>	<p>下記の条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満20歳以上満70歳未満で最終返済時の年齢が満80歳以下の方。</li> <li>・会社員・公務員の場合は勤続年数が2年以上、法人役員の場合は3年以上、自営業の場合は営業年数3年以上の方。(定年退職後に再雇用された契約社員、嘱託社員の方も対象となります)</li> <li>・安定継続した収入があり、前年の年収が100万円以上の方。</li> <li>・年金受給者は、国民年金、厚生年金、各種共済年金のうち、老齢や退職を支給事由とする年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金)を受給している方</li> <li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方。</li> <li>・債務返済支援保険に加入が認められる方。</li> <li>・団信生保に加入が認められる方。</li> <li>・当金庫の事業区域内に居住又は勤務されている方、若しくは、当金庫の事業区域内に転居することが確実と見込まれる方</li> </ul>
<p>3. お使いみち</p>	<p>申込本人が所有(共有を含む)し、かつ居住することを目的とした不動産の購入(敷地購入を含む)、新築、増改築、リフォームにかかる資金</p> <p>申込人本人が所有(共有を含む)し、かつ居住することを目的とした不動産を取得するために、当金庫以外の金融機関から借り入れた住宅ローン等の肩代わり資金</p>
<p>4. ご融資金額</p>	<p>50万円以上8,000万円以内(1万円単位)かつプラン決定額の200%以内(但し、基金保証付きの既往住宅ローン残高を含みます。)</p>
<p>5. ご融資期間</p>	<p>1年以上35年以内(但し、借地上の建物にかかる貸付の場合は1年以上30年以内。)</p>
<p>6. ご融資利率</p>	<p>貸出日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利・固定金利)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回の金利見直し…毎年10月1日現在、当金庫の基準金利を基準として決定する利率が11月2日以降の返済分より適用されます。(変動金利)</li> </ul>
<p>7. ご返済方法</p>	<p>毎月元金均等および元利均等の分割返済とし、ご融資金額の50%の範囲内でボーナス併用も選択できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率に変動があった場合は、下記の通りとなります。</li> </ul> <p>返済回数、最終返済期限を変更することなく元利金返済額を増減しますが旧返済額の1.25倍を上限とします。</p>

次頁つづきます

<p>8. 保証人・担保</p>	<p>一般社団法人しんきん保証基金をご利用いただきますので原則として保証人は必要ありません。          但し、担保提供者・年収合算者の方がいる場合は、連帯保証人若しくは連帯債務者とさせていただきます。          当金庫に対して不動産を担保として差し入れていただきます。また、担保に差し入れていただいた不動産にかけられた火災保険には質権を設定させていただきます。          保証料は商品及び申込内容等により異なります。</p>
<p>9. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しんきん保証基金の場合 融資実行金額×2.20%</li> <li>※一部繰上返済、全部繰上返済時等で期限前にご返済されても手数料の返戻はございません。</li> <li>・固定金利選択時（当初選択時を除く）33,000円</li> <li>・条件変更時、担保権変更時 11,000円</li> <li>・一部繰上返済、全部繰上返済時返済元金×1%（下限は30,000円）</li> </ul>
<p>10. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。          紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
<p>11. その他</p>	<p>審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。また、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>